

日本大学の現況と課題

—全学自己点検・評価報告書2012—
(大学・短期大学部・専門学校)

点検・評価結果及び改善意見 【法学部・法学研究科・新聞学研究科】



日本大学

目 次

総合的な点検・評価結果

I. 理念・目的	1
II. 教育研究組織	6
III. 教員・教員組織	10
IV. 教育内容・方法・成果	14
IV-1 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針	14
IV-2 教育課程・教育内容	21
IV-3 教育方法	23
IV-4 成果	27
V. 学生の受け入れ	29
VI. 学生支援	33
VII. 教育研究等環境	38
VIII. 社会連携・社会貢献	44
IX. 管理運営・財務	47
IX-1 管理運営	47
IX-2 財務	50
X. 内部質保証	54
法学部・法学研究科・新聞学研究科の改善意見	56
評定一覧表	59

I. 理念・目的

1. 現状の説明

法学部の教育理念・目的は下記のとおりである。

法学部	法律の知識を基礎として、高水準の実践的な専門教育と国際的教養人としての教養教育に努め、高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する。また、高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備えた人材を養成するための教育に努める。
法律学科 (第一部)	ますます多元化・グローバル化していく社会では、これまでリーガルマインドと称されてきた一定のルールに従いもめごとを解決する能力が、法律家のみならず我々社会人にとって必要不可欠である。このような能力を活かし、社会の様々な領域で中核的存在として活躍する人材を育てるべく教育指導を行う。
政治経済学科	現代社会を理解する上で不可欠な政治・経済・法律などの幅広い知識を基礎に、独自の視点、問題解明能力、判断力などを育成することを通じて、政治の担い手をはじめ、国や地方の公共団体、民間企業、NGO、マスコミ、さらには国際社会などでの分野で実践的能力を発揮するリーダーとなる人材を養成する。
新聞学科	法律学、政治学などの理念を踏まえた上で、新聞・放送などのマス・メディアから広告、コンピュータなどの情報メディアまでを視野に入れ、ジャーナリズム、メディア、コミュニケーション、情報に関する科学的研究を目的とする。こうした理論と実践的な研究を通して、研究者、ジャーナリストやメディア関連企業に従事する人材及びコンピュータを媒介したメディア・コンテンツ制作や情報の管理・運營業務などに携わる人材を養成する。
経営法学科	国際化の進展による企業の法務部門を担う人材、知的財産などの情報要求に対応した外国語の能力がある人材、企業経営にかかわる法知識を実際の経営及び金融に生かせる人材、すなわち、国際化時代における我が国の企業において中核を担う法とビジネスに秀でた人材を養成する。
公共政策学科	法律学により得られる知識を基礎にして、これに経済学、政治学、行政学及び公共政策、社会保障などの行政、経営・管理に関する専門的知識を加え、変化の激しい社会と、新しい公共の要請に応える各種の公務員及び専門家などの養成と、これからの民間企業の場合において十分に活躍できる指導的人材を養成する。
法律学科 (第二部)	ますます多元化・グローバル化していく社会では、これまでリーガルマインドと称されてきた一定のルールに従いもめごとを解決する能力が、法律家のみならず我々社会人にとって必要不可欠である。社会人を含め多様な学生がこのような能力を活かし、社会の様々な領域で中核的存在として活躍する人材を育てるべく教育指導を行う。

法学研究科の教育理念・目的は下記のとおりである。

法学研究科	社会科学を主な研究対象とし、現代における多様な社会現象を、高度な学理をもって法学・政治学的に究明するとともに、幅広い教養を身につけた専門性豊かな研究者の養成、社会の要請に応えた高度専門職業人の養成をなし、社会人の再教育によるキャリアアップを目指すための高度な教育を提示する。
公法学専攻／博士前期課程	公法に関連する多様な講座を配し、国家（立法・行政・司法）組織、地方自治体ならびに国際組織等において活躍し得る人材の専門知識を向上すべく、公法等の理解と応用の能力を養成する。さらに、高等教育機関や研究機関等において、公法分野の専門的研究を志す者、その他公法分野に関する職業を志す者に対して、その実現に不可欠な教育を提示する。
公法学専攻／博士後期課程	公法分野に係る専門的教育により、将来、研究者又は高度な専門的職業に従事する志をもつ者に対して、専門的知識の修得のために必要な研究指導を行い、研究成果としての論文作成の指導を行う。
私法学専攻／博士前期課程	大学教育で学んだ知識を更に確実なものとし、これを応用しうる教育を行う。修了後には研究者、公務員、税理士あるいは一般企業の法務業務に携わる法律専門職として活躍し得る人材を養成する。このために法の歴史的発展や比較法の研究による法制度の理解を図り、法解釈の手法とその実践を試み、判例研究などの方法を通じての生きた法を理解教育・研究を行う。
私法学専攻／博士後期課程	研究者として活躍し得る人材、これに準ずる専門職に従事する人材を養成する。この目的の達成のために研究対象とする法の立法過程の研究、外国法の研究もしくは判例研究などを通じて法の運用状態を調査することを支援し、研究成果としての論文作成の指導を行う。
政治学専攻／博士前期課程	政治学を中心に隣接領域の多様な学科目を設置し、高度な専門知識と独創性を有する研究者を養成する。また、広い視野と高い専門知識を備えた高度専門職業人、政治に造形の深い市民の養成をなす。
政治学専攻／博士後期課程	有為な人材が研究者への第一歩を踏み出し、本格的な研究者に育つために必要な深化した専門的教育を行い、研究成果としての論文作成の指導を行う。また、教育機関及び研究機関に従事するにふさわしい、幅広い視野、深い学識、高度な専門性を備えた人材を養成する。

新聞学研究科の教育理念・目的は下記のとおりである。

新聞学研究科 新聞学専攻／ 修士課程	高度情報化された民主的社会におけるジャーナリズム及びメディアの公共的な重要性に鑑み、新聞学のより専門的な知識及び実践能力の涵養に努め、もって民主主義及び民主的社会の発展に資するという理念に基づき、新聞学に関する優れた研究・開発能力を持つ研究者、教員を養成すること及び新聞学に基づく高度な専門的知識・能力を持つ人材を養成する。
--------------------------	--

【点検・評価項目】

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【評価の視点】

- ① 理念・目的の明確化
- ② 個性化への対応
- ③ 大学の理念「自主創造」の能力を持つ人材の育成

点検・評価結果

<法学部>

日本大学の教育理念・目的である「自主創造」を教職員、学生が相互に認識したうえで、法学部としての理念・目的を学部教授会で審議し、その目的に則した人材養成を図っており、適切に設定されている。

<法学研究科>

専門性豊かな研究者の養成，社会の要請に応えた高度専門職業人の養成をなし，社会人の再教育によるキャリアアップを目指すための高度な教育を提示しており，適切に設定されている。

<新聞学研究科>

新聞学に関する優れた研究・開発能力を持つ研究者，教員を養成すること及び新聞学に基づく高度な専門的知識・能力を持つ人材を養成するための理念・目的として，適切に設定されている。

【点検・評価項目】

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が，大学構成員（教職員および学生）に周知され，社会に公表されているか。

【評価の視点】

- ① 構成員に対する周知方法と有効性
- ② 社会への公表方法

点検・評価結果

<法学部>

法学部の理念・目的は学部のホームページで広く社会に公開することに加え，学生に対しては『学部要覧』においても周知している。特に，新入生に対してはオリエンテーション時に説明し，周知している。

<法学研究科>

法学研究科の理念・目的は研究科のホームページで広く社会に公開することに加え，学生に対しては『大学院要覧』においても周知・公開している。

〈新聞学研究科〉

新聞学研究科の理念・目的は研究科のホームページで広く社会に公開することに加え、学生に対しては『大学院要覧』においても周知・公開している。

【点検・評価項目】

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

① 学内外からの意見聴取

点検・評価結果

〈法学部〉

学務委員会及びカリキュラム検討委員会が中心となって、学部の理念・目的に添った教育の検証を行っている。特に、自校教育、初年次教育の導入やキャリア教育の拡充の検討を行ってきている。

〈法学研究科〉

法学研究科運営委員会（公法学専攻・私法学専攻・政治学専攻から各3～4名程度の代表委員で構成）において、教育環境・研究環境の充実改善のための検討を行っている。さらに、3研究科合同の運営委員会を設け、相互の検証を行い充実改善に役立っている。

〈新聞学研究科〉

新聞学研究科運営委員会（4名）において、教育環境・研究環境の充実改善に向けた検討を行っている。さらに、3研究科合同の運営委員会を設け、相互の検証を行い充実改善に役立っている。

2. 点検・評価

〈効果が上がっている事項〉

〈法学部〉

学部の理念・目的に合わせて、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、アドミッションポリシーを確立したことで、全体での意識が上がった。例えば、3月下旬に行う学期初めの学年・学科ガイダンスを実施し、学生へのモチベーションの高揚を促している。各学科コース制をとっており、コースの説明などを入念に行い、進路の決定の一助としている。

〈法学研究科・新聞学研究科〉

研究科の理念・目的に合わせて、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを確立したことで、全体での意識が上がった。

《改善すべき事項》

〈法学部〉

日本大学の教育理念・目的である「自主創造」をさらに明確にする必要がある。その周知方法は、企画広報委員会を中心に、学務委員会、FD委員会、就職（進路）指導委員会等、関係する委員会で連携して検討していく。

学部のホームページに大学の理念・目的が掲載されていないため、これを明示する必要があるため、早急に改善を実施する。

3. 将来に向けた発展方策

《効果が上がっている事項》

〈法学部〉

自校教育，導入教育，キャリア教育等について，更に充実させるため，これに関する委員会等でカリキュラム改正を含めて検討する。

《改善すべき事項》

〈法学部〉

理念・目的について，教員がどの程度理解しているか，理念・目的に則した授業を提供しているかなど，検証する仕組みを確立する必要がある。

〈法学研究科・新聞学研究科〉

理念・目的について，教員がどの程度理解しているか，理念・目的に則した授業を提供しているかなど，検証する仕組みを確立する必要がある。

4. 根拠資料

- 1-1 法学部ホームページ
- 1-2 学部要覧
- 1-3 大学院要覧

Ⅱ．教育研究組織

1．現状の説明

法学部は現在第一部に法律学科，政治経済学科，新聞学科，経営法学科，公共政策学科の5学科をもち，第二部には法律学科の1学科を有して，総合的・多角的な学問の研究教育体系を形成し，柔軟かつ高度な学科カリキュラムの下で講座が開設され，また，専門的研究のための大学院（法学研究科公法学専攻・私法学専攻・政治学専攻，新聞学研究科新聞学専攻，知的財産研究科知的財産専攻（専門職））をも擁している。さらに，学科専門分野の諸問題に関する学際的な研究並びに相互交流などを図る目的で，法学研究所，政経研究所，比較法研究所，新聞学研究所，国際知的財産研究所の5研究所をも擁している。学部，大学院，研究所が密接に関係している教育研究組織となっている。

【点検・評価項目】

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は，理念・目的に照らして適切なものであるか。

【評価の視点】

- ① 教育研究組織の編制原理
- ② 理念・目的との適合性
- ③ 学術の進展や社会の要請との適合性

点検・評価結果

〈法学部〉

法学部における法律学科・政治経済学科・新聞学科・経営法学科・公共政策学科の5学科体制では，学部の教育研究上の目的（法律の知識を基礎として，高水準の実践的な専門教育と国際教養人としての教養教育に努め，高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する）の下，各学科が相互に特徴を生かしながら，学術の進展と社会の要請に適応できる人材の養成を図る学科編成である。また，学部の5学科を基礎として，研究の進展を目指す大学院法学研究科，新聞学研究科及び専門職大学院である知的財産研究科を設置し，学部と大学院を連結・連携させている。さらに，法学研究所，政経研究所，比較法研究所，新聞学研究所及び国際知的財産研究所の5研究所を設置して，学部5学科，大学院5専攻と連動させ，学術研究の進展や社会の要請への対応を図っている。5研究所の設置の目的は以下のとおりである。

・法学研究所

法律に関する学術の研究並びにこれに関連する諸事業を行い，学部の振興と我が国における科学の発達とに寄与する。

・政経研究所

政治経済及び公共政策とこれに関連する専門分野の研究並びにその学際的研究及び国際学術交流を図る。

・比較法研究所

内外諸法制の比較法的研究並びに外国法の歴史的研究を促進し，合わせて外国の

法学者との相互交流を図る。

・新聞学研究所

現代社会の生命線たるジャーナリズム，メディア，コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について，有機的かつ学際的な研究を行うことによって学部の教育，研究に寄与するとともに，その学際的成果を通じて広く社会に貢献する。

・国際知的財産研究所

知的財産及び知的資産に関する国際的な学術の研究，調査活動並びにこれに関連する諸事業を行い，学部の振興と我が国における科学の発達とに寄与する。

① 教育研究組織の編制原理

法学部においては，法律・政治経済・比較法・ジャーナリズム・知的財産等の諸分野において，学部の教育，専門的研究に寄与するとともに，その学術的成果を通じて広く社会に貢献し国際学術交流を図ることを目的として，5つの附置研究所を設置している。

② 理念・目的との適合性

日本大学は 日本精神にもとづき 道統をたつとび 自主創造の気風をやしな
い 文化の進展をはかり 世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的およ
び使命とするが，各研究所の規程に掲げられた目的とその活動は，学際的かつ国
際的成果をもって広く社会に貢献するものであり，大学の理念・目的と適合性を
有する。

③ 学術の進展や社会の要請との適合性

国際知的財産研究所において，大学院知的財産研究科(専門職)の開設に伴い規
程の目的に「大学院知的財産研究科の振興」を加え連携を図ったことを始めとし，
各研究所の教育研究組織は，大学及び法学部・の理念・目的に照らし不断に発展
し変化する学術や社会の多種多様な要請に対応し得る組織であり，その研究成
果をホームページ上に公開等をし，学術の進展や社会の要請との適合性を備
えて活動している。

【点検・評価項目】

(2) 教育研究組織の適切性について，定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

① 委員会等の設置状況，運営状況

点検・評価結果

<法学部>

法学部自己点検・評価委員会，学部執行部会議及び学部教授会において定期的に審議されている。

<法学研究科・新聞学研究科>

各研究科の自己点検・評価委員会，運営委員会及び3研究科合同運営委員会，各分科委員会において検証している。

〈法学研究所・政経研究所・比較法研究所・新聞学研究所・国際知的財産研究所〉

各研究所運営委員会が組織され、諸問題の検討、審議を行っている。

法学部附置研究所はそれぞれに運営委員会を設置し、年度始めに開催して前年度の活動を検証すると共に、新年度の事業を決定している。

2. 点検・評価

〈効果が上がっている事項〉

〈法学部〉

学科等会議が立ち上がり、世話人を中心に諸問題を学科等会議で協議検討している。

〈法学研究科〉

法学研究科の運営委員会のみならず、3研究科合同運営委員会を開催し、諸問題について横断的に協議している。

〈新聞学研究科〉

新聞学研究科運営委員会のみならず、3研究科合同運営委員会を開催し、諸問題について横断的に協議している。

〈付置研究所〉

- ・学術の進展や社会の要請との適合性について

日本大学法学部比較法研究所EU法研究会が開催した「EU法の現在と日本法への示唆」をテーマとするワークショップの成果を比較法研究所の紀要である

「Comparative Law Vol.28」のみならず法学部における機関誌「法学紀要第53巻」に小特集として掲載し、日本語にても広く成果を公表したことは、学術の進展や社会の要請との適合性に関して対応したものである。

- ・教育研究組織の適切性についての、定期的な検証

国際知的財産研究所運営委員会においては、平成24年度の事業部門として前年度にあった「特別事業部門」を検証して廃止し「学術研究部門」に限定してその活動を集約する方針を決定したことは、教育研究組織の適切性について定期的な検証を行った結果であり、当該年度における適切な教育研究組織として機能するため検証を行い努めている。

- ・多様な教育研究推進の仕組み

平成23年度から附置研究所に研究員の受入れを開始し、研究員個人の研究充実に資するとともに、受入研究所における研究成果の発展を図っている。

また、研究員受入については、各研究所が同時に制度の導入とこれに伴う規程改正に臨み、5研究所間の連携の契機にもなっている。

新聞学研究所においては、民間企業人の協力を得て、メディアを研究するあるいはメディア業界を目指す学生のために、「メディア・イノベーション講座」を開講し、学生に新たな研究意欲の触発の機会を与えあるいはメディア業界への関心・理解をもたせキャリア教育を支援した。

政経研究所においては、有為の「政治家」の育成を目的として、政治家を招き「政

経塾」を開講し政治に関心のある学生を募り支援した。

《改善すべき事項》

〈附置研究所〉

各研究所の専門分野における研究に留まることなく、法学部附置研究所として連携をとり、学術の進展や社会の要請に対してより柔軟な対応を図るシステムの構築について検討を進める。

3. 将来に向けた発展方策

《改善すべき事項》

〈法学部〉

クラス担任制を導入する等現在のクラスアドバイザー制の強化策を検討すべきであり、特に1～2年次生へのサポート強化を行う。

4. 根拠資料

- 2-1 法学部法学研究所規程（大学規程集参照）
- 2-2 法学部政経研究所規程（大学規程集参照）
- 2-3 法学部比較法研究所規程（大学規程集参照）
- 2-4 法学部新聞学研究所規程（大学規程集参照）
- 2-5 法学部国際知的財産研究所規程（大学規程集参照）
- 2-6 「Comparative Law Vol.28」目次
- 2-7 「法学紀要第53巻」目次
- 2-8 メディア・イノベーション講座
- 2-9 政経塾

Ⅲ. 教員・教員組織

1. 現状の説明

法学部における大学設置基準上必要な教員数及び実際の人数については、大学基礎データ（表2）のとおりであり、必要教員数を充足している。

なお、教養科目を中心に選択科目を多く配置し、特に語学における少人数教育に力を入れており、専任教員以外に非常勤教員を多く配置し、対応している。

【点検・評価項目】

（1）大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

【評価の視点】

- ① 教員に求める能力・資質等の明確化
- ② 教員構成の明確化
- ③ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

点検・評価結果

<法学部>

日本大学教員資格審査規程，法学部教員資格審査基準，法学部助手採用内規などに則り教員編成されている。

本学部では、教育研究上の目的を達成すべく学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を設定しており、これらの方針に沿った教育及び研究活動を遂行できる教員を採用し、教育組織を編成している。また、「日本大学法学部教員資格審査基準」及び「日本大学法学部教員資格審査基準」を定めており、採用、昇格に当たっては、これらの基準に基づき法学部教員として求める能力及び資質等を確認している。

教員構成については、設置基準教員数を最低基準数として、これを5名上回る教員数（135名）を専門と非専門の科目でおよそ7対3の割合で維持することを学部として示しており、今後は、将来の教員構成を適切に行うため、計画的に教員採用を行っていく予定である。

なお、教員間の連携については、5学科各学科，外国語及び総合科目・体育の7つの学科等会議を設置し、教員間の連携を図っている。

<法学研究科>

大学院設置基準に基づき、教員の必要数はもとより、法学研究科の設置理念に則した教員組織としている。法学研究科教員資格等に関する内規を整備している。

<新聞学研究科>

大学院設置基準に基づき、教員の必要数はもとより、新聞学研究科の設置理念に則した教員組織としている。新聞学研究科教員資格等に関する内規を整備している。

【点検・評価項目】

（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

【評価の視点】

- ① 編制方針に沿った教員組織の整備
- ② 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備
- ③ 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置（修・博士，専門職）

点検・評価結果

〈法学部〉

授業科目担当者の決定について、学科領域等会議の議により授業科目と担当教員の適合性が諮られ、さらに学務委員会において協議され、執行部会議及び教授会に諮る仕組みとなっており、特に非常勤教員の任用については、資格審査の取扱いに則り厳しい判断の下で決定される。

〈法学研究科・新聞学研究科

各専攻領域等会議の議により、授業科目と担当教員の適合性が諮られ、研究科運営委員会においてさらに協議し、分科委員会に諮る仕組みとなっている。各研究科とも教員資格等に関する内規を整備している。

【点検・評価項目】

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

【評価の視点】

- ① 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化
- ② 規程等に従った適切な教員人事
- ③ 教員の採用・昇格に関して日本大学の教育者・研究者として適正であるとの観点に基づいた選考

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科〉

教員規程，日本大学法学部教員資格審査基準，法学部教員昇格審査基準に関する内規等に基づき，教員の採用及び昇格等を行っている。なお，人事委員会においても審査の際に，研究業績だけでなく，教育業績及び校務運営への参画を重要視している。

【点検・評価項目】

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

【評価の視点】

- ① 教員の教育研究活動等の評価の実施
- ② ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

点検・評価結果

〈法学部〉

法学部にFD委員会を設置し，教員の資質の向上について検討がなされている。具体的には私立大学連盟主催のFD推進ワークショップ，日本大学全学FDセミナー，全国レベルのフォーラムなどに参加し，その持ち帰った情報を基に意見交換を行い，

本学部における今後の取組みなどを検討している。また、FD委員会の所管である「授業評価アンケート」の実施、アンケート結果のフィードバックなどを通して、教員の資質向上のための検討を行っている。

〈法学研究科〉

法学部のFD委員会に準じた形で、法学研究科のFD委員会が設置されている。教員の資質向上については、授業評価アンケートの実施、アンケート結果のフィードバックなどを通して改善、充実を図っている。また、修学環境に係る学生と教員の意見交換におけるフィードバックなどを通して教員の資質向上のための検討を行っている。

〈新聞学研究科〉

新聞学研究科にFD委員会を設置し、その目的は、教員の教育の質の向上と研究の質の向上を図るものである。なお、委員会での討議内容は、すべて分科委員会に報告し、全教員に告知することで、全教員の教育の質の向上を図ることとしている。さらに、日本大学研究者情報データベースに教員の研究業績の登録を義務付けることとしている。

2. 点検・評価

〈効果が上がっている事項〉

〈法学研究科〉

初めての試みであるが、平成24年度の授業開始に向け、法学研究科の非常勤教員による意見交換会を開催した。永年法学研究科で講義を持っている教員から貴重な意見を聞くことができ、今後の大学院教育の向上に役立てる。

〈新聞学研究科〉

新聞学研究科では、前期と後期の2回、専任・非常勤教員による「教員研修会」を実施し、教育・研究の質の向上を図っている。

〈改善すべき事項〉

〈法学部〉

授業評価アンケートの実施方法について、携帯電話やPCでアンケートを実施しているが、回答率が低いことから改善策を講じ、授業評価アンケートを有効に活用し、授業改善、教員の資質向上に役立てる。

教員の年齢構成について、平均年齢が55.1歳であり、50歳以上の教員の割合が、67.9%と高いため、バランスのとれた教員構成とする必要がある。

4. 根拠資料

- 3-1 法学部教員資格審査基準
- 3-2 法学部助手採用内規

- 3-3 法学部教員昇格審査基準内規
- 3-4 法学部教員昇格審査要項
- 3-5 法学部助教再任審査に関する内規
- 3-6 法学部助手再任審査に関する内規
- 3-7 教員の設置基準充足度，年齢構成

IV. 教育内容・方法・成果

IV-1 教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

平成19年度に制定した学部・学科の教育研究上の目的に加え，平成22年度には，学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー），教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を制定し，学部としての方針を明確にしている。

教育研究上の目的〈学部〉

※教育研究上の目的については，「I. 理念・目的」において記載しているが，再掲する。

【学 部】

法律の知識を基礎として，高水準の実践的な専門教育と国際的教養人としての教養教育に努め，高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する。また，高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備えた人材を養成する。

【第一部】

■法律学科

ますます多元化・グローバル化していく社会では，これまでリーガルマインドと称されてきた一定のルールに従いもめごとを解決する能力が，法律家のみならず我々社会人にとって必要不可欠である。このような能力を活かし，社会の様々な領域で中核的存在として活躍する人材を養成する。

■政治経済学科

現代社会を理解する上で不可欠な政治・経済・法律などの幅広い知識を基礎に，独自の視点，問題解明能力，判断力などを育成することを通じて，政治の担い手をはじめ，国や地方の公共団体，民間企業，NGO，マスコミ，さらには国際社会などでの分野で実践的能力を発揮するリーダーとなる人材を養成する。

■新聞学科

法律学，政治学などの理念を踏まえた上で，新聞・放送などのマス・メディアから広告，コンピュータなどの情報メディアまでを視野に入れ，ジャーナリズム，メディア，コミュニケーション，情報に関する科学的研究を目的とする。こうした理論と実践的な研究を通して，研究者，ジャーナリストやメディア関連企業に 従事する人材及びコンピュータを媒介したメディア・コンテンツ制作や情報の管理・運營業務などに携わる人材を養成する。

■経営法学科

国際化の進展による企業の法務部門を担う人材，知的財産などの情報要求に対応した外国語の能力がある人材，企業経営にかかわる法知識を実際の経営及び金融に生かせる人材，すなわち，国際化時代における我が国の企業において中核を担う法とビジネスに秀でた人材を養成する。

■公共政策学科

法律学により得られる知識を基礎にして，これに経済学，政治学，行政学及び公共

政策、社会保障などの行政、経営・管理に関する専門的知識を加え、変化の激しい社会と、新しい公共の要請に応える各種の公務員及び専門家などの養成と、これからの民間企業の場において十分に活躍できる指導的人材を養成する。

【第二部】

■法律学科

ますます多元化・グローバル化していく社会では、これまでリーガルマインドと称されてきた一定のルールに従いもめごとを解決する能力が、法律家のみならず我々社会人にとって必要不可欠である。社会人を含め多様な学生がこのような能力を生かし、社会の様々な領域で中核的存在として活躍する人材を養成する。

教育研究上の目的【研究科】

■大学院法学研究科

社会科学を主な研究対象とし、現代における多様な社会現象を、高度な学理をもって法学・政治学的に究明するとともに、幅広い教養を身につけた専門性豊かな研究者の養成、社会の要請に応えた高度専門職業人の養成をなし、社会人の再教育によるキャリアアップを目指すための高度な教育を提示する。

■大学院新聞学研究科

高度情報化された民主的社会におけるジャーナリズム及びメディアの公共的な重要性に鑑み、新聞学のより専門的な知識及び実践能力の涵養に努め、もって民主主義及び民主的社会の発展に資するという理念に基づき、新聞学に関する優れた研究・開発能力を持つ研究者、教員を養成すること及び新聞学に基づく高度な専門的知識・能力を持つ人材を養成する。

教育研究上の目的【専攻・課程】

■大学院法学研究科

・公法学専攻／博士前期課程

公法に関連する多様な講座を配し、国家（立法・行政・司法）組織、地方自治体ならびに国際組織等において活躍し得る人材の専門知識を向上すべく、公法等の理解と応用の能力を養成する。さらに、高等教育機関や研究機関等において、公法分野の専門的研究を志す者、その他公法分野に関する職業を志す者に対して、その実現に不可欠な教育を提示する。

・公法学専攻／博士後期課程

公法分野に係る専門的教育により、将来、研究者又は高度な専門的職業に従事する志をもつ者に対して、専門的知識の修得のために必要な研究指導を行い、研究成果としての論文作成の指導を行う。

・私法学専攻／博士前期課程

大学教育で学んだ知識を更に確実なものとし、これを応用しうる教育を行う。修了後には研究者、公務員、税理士あるいは一般企業の法務業務に携わる法律専門職として活躍し得る人材を養成する。このために法の歴史的発展や比較法の研究による法制度の理解を図り、法解釈の手法とその実践を試み、判例研究などの方法を通じての生きた法を理解教育・研究を行う。

・私法学専攻／博士後期課程

研究者として活躍し得る人材、これに準ずる専門職に従事する人材を養成する。この目的の達成のために研究対象とする法の立法過程の研究、外国法の研究もしくは判例研究などを通じて法の運用状態を調査することを支援し、研究成果としての論文作

成の指導を行う。

・政治学専攻／博士前期課程

政治学を中心に隣接領域の多様な学科目を設置し、高度な専門知識と独創性を有する研究者を養成する。また、広い視野と高い専門知識を備えた高度専門職業人、政治に造形の深い市民の養成をなす。

・政治学専攻／博士後期課程

有為な人材が研究者への第一歩を踏み出し、本格的な研究者に育つために必要な深化した専門的教育を行い、研究成果としての論文作成の指導を行う。また、教育機関及び研究機関に従事するにふさわしい、幅広い視野、深い学識、高度な専門性を備えた人材を養成する。

■大学院新聞学研究科

・新聞学専攻／修士課程

現代社会における多種多様なジャーナリズム及びメディア現象を解明するため、理論、制度及び歴史の研究を基軸として、批判的思考力に裏打ちされた専門知及び実践知の涵養と修得を目指す。このため、様々な課題の中で、新たな公共性原理に基づくジャーナリズム及びメディア秩序の再構築を重要な課題として指導を行う。

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

〈法学部〉

所定の年限在学し、総合科目・外国語科目・体育実技科目・専門基礎科目及び専門科目より所定の単位（124単位）を修得し、以下の能力を有する者に「学士（法学）」を授与する。

- 1 リーガルマインドを備えていること。
- 2 法律学・政治学・経済学・新聞学の知識を基礎とした、専門教育を受け、その基礎的能力を習得していること。
- 3 国際的教養人としての教養教育を受け、その基礎的能力を習得していること。
- 4 高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備えていること。

〈法学研究科〉

法学研究科の教育研究上の目的に即した、すなわち「社会科学を主な研究対象とし、現代における多様な社会現象を、高度な学理をもって法学・政治学的に究明した」論文を提出した者に対して学位を授与する。

1 学位授与基準

上記方針に則り、下記の基準とする。

博士前期課程：所定の年限（修業年限2年。政治学専攻公共政策1年コースにあつては1年）在学し、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に修士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。

博士後期課程：所定の年限（修業年限3年）在学し、専攻科目について30単位以上（博士前期（修士）課程を修了した者については、その修得単位を含む）を修得、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。

2 学位論文審査基準

論文審査にあたっては、下記の審査項目に基づいて行う。

- (a) 研究テーマの独創性

- (b) 当該研究の社会的意義
- (c) 文献・資料の明確な引証及び妥当性
- (d) 論旨の一貫性

修士の学位は、当該専攻科目に関する先行研究を踏まえ、独自の視点で論点を整理していることを要する。

博士の学位は、研究者として自立できる素養があることを前提として、当該専攻科目に関して独創性の面で優れていることを要する。

〈新聞学研究科〉

新聞学研究科では、専門研究者及びジャーナリストやメディア関連の専門職業人を養成する目的に従い、以下のような学生に学位を授与する。すなわち、学生は、新聞（ジャーナリズム）学における理論、制度、歴史研究の基幹研究部門の専門知識だけでなく、広く社会環境やメディア環境に影響を与えている関連法制や関連政策などに関する知識を修得することが求められる。加えて、こうした知識の蓄積や能力の育成を通して、批判的思考力に基づく問題の分析能力や解決能力だけでなく、高度な倫理観を育んだことを単位修得及び修士論文の成果によって例証した学生に、修士（新聞学）を授与する。

在学年数：標準修業年限は2年。在学年数は、4年を超えることができない。

学位：修士（新聞学）

専攻科目について30単位以上を修得し、さらに学位論文を提出し、かつ最終試験に合格した者に修士（新聞学）の学位を授与する。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

〈法学部〉

リーガルマインドを基礎に、法律・政治経済・新聞・経営法・公共政策の5学科において、独自の専門性を追求する一方で、語学や総合教育を含めた多彩な教育を通じて、現代社会が求める視野の広い人材を育成する。

〈法学研究科〉

法学研究科は、そこに学ぶ者が、現代社会における国内外の紛争や事件に対処するための法的・政治的手段を考察する能力を養うことができるようカリキュラムを用意する。現代社会における紛争や事件は、グローバル化した時代を反映しつつ、問題の背景には人間社会の根本的課題を含んでいる。それだけに皮相な方法では解決はおぼつかない。これらの課題解決に必要な法的・政治的手段を考察するためには、社会科学を基本としながら、より哲学的な洞察力も必要とされる。こうした要請に対応できるカリキュラム編成を行う。

〈新聞学研究科〉

新聞学研究科は、批判的思考力に基づく問題の分析能力や解決能力の涵養だけではなく、より高度な専門的な知識や倫理観が求められている現代社会の要請にこたえる人材養成を教育の具体的な目的としている。すなわち、新聞（ジャーナリズム）学における理論、制度、歴史の基幹研究部門の専門知識だけでなく、広く社会環境やメディア環境に影響を与えている関連法制や関連政策などに関する知識を修得できる科目を構成している。さらに、こうした知識の蓄積や能力の育成を通して、批判的思考力に基づく問題の分析能力や解決能力だけでなく、高度な倫理観を涵養し得

る教育課程を設定する。

【点検・評価項目】

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

【評価の視点】

- ① 学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示
- ② 教育目標と学位授与方針との整合性
- ③ 修得すべき学習成果の明示

点検・評価結果

〈法学部〉

学部ホームページ及び学部案内に掲載し周知している。教育目標と学位授与の方針を学生・教職員が相互に確認することができ、また修得すべき学習成果を明示していることで、学部として養成する人材像を示すことができている。

〈法学研究科〉

研究科のホームページ，大学院要覧及び大学院案内に掲載し周知している。学位授与方針は，教育研究上の目的に則した，社会科学を主な研究対象とし，現代社会における多様な社会現象を，高度な学理をもって法学・政治学的に究明した論文の作成が求められている。

〈新聞学研究科〉

研究科のホームページ，大学院要覧及び大学院案内に掲載し周知している。学位授与方針は，専門研究者及びジャーナリストやメディア関連の専門職業人を養成する目的に従い，新聞学における理論，制度，歴史研究を基幹研究部門の専門知だけでなく，広く社会環境やメディア環境に影響を与えている関連法制や関連政策に関する知識の修得が求められている。

【点検・評価項目】

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

【評価の視点】

- ① 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示
- ② 科目区分，必修・選択の別，単位数等の明示

点検・評価結果

〈法学部〉

学部ホームページ及び学部案内に掲載し周知している。教育研究上の目的に則し，教育課程の編成・実施方針が定められ，そこでは，リーガルマインドを基礎に，独自の専門性を追求する一方で，語学や総合教育を含めた多彩な教育を通じて，現代社会が求める視野の広い人材を育成することとしている。

〈法学研究科〉

研究科のホームページ，大学院要覧及び大学院案内に掲載し周知している。教育課

程の編成・実施方針は、現代社会における国内外の紛争や事件に対処するための法的・政治的手段を考察する能力を養うことができるようなカリキュラムを用意する。

〈新聞学研究科〉

研究科のホームページ、大学院要覧及び大学院案内に掲載し周知している。批判的思考力に基づく問題の分析能力や解決能力の涵養だけではなく、より高度な専門的な知識や倫理観が求められている現代社会の要請にこたえる人材養成を教育の具体的な目的としている。すなわち、新聞学における理論、制度、歴史研究を基幹研究部門の専門知だけでなく、広く社会環境やメディア環境に影響を与えている関連法制や関連政策に関する知識の修得できる科目を構成している。

【点検・評価項目】

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

【評価の視点】

- ① 周知方法と有効性
- ② 社会への公表方法

点検・評価結果

〈法学部〉

学部ホームページ及び学部案内に掲載し周知している。

〈法学研究科・新聞学研究科〉

研究科のホームページ、大学院要覧及び大学院案内に掲載し周知している。

【点検・評価項目】

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

- ① カリキュラム改定の検討

点検・評価結果

〈法学部〉

法学部では、カリキュラム委員会と学務委員会でカリキュラムの改訂作業を行っている。平成21年4月に現在のカリキュラムに改定され、平成24年度がその完成年度であるため、今年度中に現在のカリキュラムを検証し、改訂する内容の検討をしていく。次のカリキュラム改訂の大きな柱は、セメスター制の導入と導入教育への対応があげられている。

〈法学研究科〉

法学研究科運営委員会においてカリキュラム改訂の検討を行っている。

〈新聞学研究科〉

新聞学研究科学務委員会及び運営委員会で検討している。本研究科は、平成22年4月に開設した研究科であり、現行カリキュラムについて検証をしているところである。平成25年度以降カリキュラム改定を予定している。

2. 点検・評価

〈改善すべき事項〉

〈法学部〉

カリキュラムにおいて、 Semester制の導入が遅れているので早期の検討を必要としている。

4. 根拠資料

4-1 法学部ホームページ (1-1 資料)

IV-2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点】

- ① 必要な授業科目の開設状況
- ② 順次性のある授業科目の体系的配置
- ③ 専門教育・教養教育の位置づけ（学士）

点検・評価結果

<法学部>

法学部の現行カリキュラムは、平成21年度に改正、施行されている。その改正のポイントは、各学科コース制を見直し強調したことである。教育目標を明らかにし、学生のキャリアプランを考慮したコース制による体系的科目配置で編成されている。

体系的科目配置としては、学部要覧にも示しているが、開設科目の必修、選択必修、選択科目をそれぞれ学年配当で示している。また、各コースや学生のキャリアプランを考慮した履修モデルも示すことで、順次性のある授業科目の体系的な配置に努めている。

学士（法学）の学位を得るためには、卒業に必要な最低単位数に従い、所定単位を修得しなければならない。所定単位は、Ⅰ群総合科目・Ⅱ群外国語科目・Ⅲ群体育実技科目・Ⅳ群専門基礎科目・Ⅴ群専門科目から決められた単位を修得しなければならない。

<法学研究科>

法学研究科の現行カリキュラムは、平成18年度に改正、施行されている。その改正のポイントは、コース制を採用したことである。各専攻に博士前期課程・後期課程一貫した研究者養成を目的とする「専門研究コース」を、高度な専門的知識に支えられた職業人養成に対する社会的要請の高まりに対応して「総合研究コース」を設置し、さらに急務とされる特定の専門職業人養成に鑑み、政治学専攻に現職公務員の再教育及び公務員志望者の教育を目的とした「公共政策コース」を設置している。

修士（法学）・修士（政治学）の学位を得るためには、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。学生は、修士論文作成のために、指導教授の指導の下、授業科目を体系的に履修していくことになる。

<新聞学研究科>

新聞学研究科のカリキュラムは、基幹研究科目、展開科目、文献研究、演習科目及び研究指導である。基幹科目である理論、制度、歴史が主たる関心科目となり、その担当教授が論文指導教授となる。人材養成の明確な目的に従い、カリキュラム編成がなされている。

修士（新聞学）の学位を得るためには、専攻科目について30単位以上を修得、必要

な研究指導を受け、更に修士論文の審査に合格しなければならない。学生は、修士論文作成のために、指導教授の指導の下、授業科目を体系的に履修していくことになる。また、学生の多様なニーズに応じて多様な履修モデルを設定し、順次性のある授業科目の体系的配置に努めている。

【点検・評価項目】

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

【評価の視点】

- ① 学士課程教育に相応しい教育内容の提供（学士）
- ② 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容（学士）
- ③ 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供（修・博士）
- ④ 理論と実務との架橋を図る教育内容の提供（専門職）
- ⑤ 入学前教育の実施状況

点検・評価結果

〈法学部〉

総合科目、外国語科目、体育実技、専門基礎科目及び専門科目に区分された科目編成で、総合科目並びに専門基礎科目において、初年次教育や高大連携教育に充てている科目がある。また、専門科目は各学科のコース制に基づいた科目体系で編成されている。さらに、入学前教育としては、憲法、民法、刑法のほか各学科の特色を表す概論的な授業を受講できる「プレ・カレッジ特別講座」や読書感想文の添削指導を行い、入学前のモチベーション維持、高揚のための教育を図っている。

〈法学研究科〉

現代社会における国内外の紛争や事件に対処するための法的・政治的手段を考察する能力を養うことができるようなカリキュラムを用意している。

〈新聞学研究科〉

新聞学における理論、制度、歴史研究を基幹研究部門の専門知だけでなく、広く社会環境やメディア環境に影響を与えている関連法制や関連政策に関する知識の修得できる科目を構成している。

4. 根拠資料

4-2 法学部ホームページ（1-1 資料）

IV-3 教育方法

1. 現状の説明

法学部については、授業形態は講義が中心であるが、演習形式の授業も採り入れ少数人数教育を重視している。開講している教育課程については、カリキュラム委員会や学務委員会で適切に開講されているかなどの検討を行い、適切な時期に教授会の審議を経てカリキュラム改正を行っている。平成21年度にカリキュラム改正を行い、今後更に改定を予定している。また、カリキュラム改正に向けた履修についての変更を教授会審議で決定し、平成24年度入学者から、履修上限単位の見直しを行った。具体的には、52単位から46単位に引き下げ、科目を絞りこむことにより、各学年での学習効果の充実を図っている。

法学研究科、新聞学研究科及び知的財産研究科についても各研究科の設置科目は、大学院要覧やシラバスにおいて教育内容に適した授業形態を全て明示し、適切に開講している。

【点検・評価項目】

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

【評価の視点】

- ① 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用
- ② 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実
- ③ 学生の主体的参加を促す授業方法
- ④ 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導（修・博士）
- ⑤ 実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導（専門職）

点検・評価結果

〈法学部〉

各学科の設置科目は、学部要覧やシラバスにおいて教育内容に適した授業形態を全て明示し、適切に開講している。

「法律の知識を基礎として、高水準の実践的な専門教育と国際的教養人としての教養教育に努め、高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する。また、高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備えた人材を養成する」という法学部の教育目標の達成に向けた講義科目や演習科目を展開している。例えば、総合科目で多く採用しているオムニバス方式による講義や専門科目においてもゲストスピーカーを招いての講義など、学習効果向上のための講義を展開している。

また、履修登録において上限（46単位）を設定し、無理のなく学習効果を高められるような配慮をしている。更に、専任教員全員にオフィスアワーの設定を依頼し、学生からの履修相談等に対応するなど学習指導の充実を図っている。

学生の自主性、主体性を明らかにする科目の一つとして、ゼミナールがある。3年次から2年間履修し、卒業時にはゼミナール論文を課している。専門科目を担当する専任教員が指導に当たっている。また、キャリア教育やインターンシップなどの科目も開設し、学生の主体的参加を促す授業を行っている。

〈法学研究科・新聞学研究科〉

各研究科の設置科目は、大学院要覧やシラバスにおいて教育内容に適した授業形態を全て明示し、適切に開講している。

学生は、指導教授と綿密に計画を練りながら履修計画を立て、修士論文を最終の成果物として作成していくべき指導を受ける。新聞学研究科と知的財産研究科では、副指導体制を設定しており、複数で学生指導を行っている。また、指導の中では、プレゼンテーション力を高めるべく、修士論文中間報告会や研究会などを設け研究指導をしている。

【点検・評価項目】

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

【評価の視点】

- ① シラバスの作成と内容の充実
- ② 授業内容・方法とシラバスとの整合性

点検・評価結果

〈法学部〉

Webシラバスシステムを平成22年度から導入し、以前冊子やCD-ROMで配付していたシラバスに替え、ホームページ上で公開し、容易に検索やダウンロードができるなど、学生に利用しやすいものとした。また、シラバスの記載項目は、次のとおりであり、担当教員は、記載漏れのないよう徹底管理が行われている。

「授業目的」「到達目標」「履修条件」「授業方法」「準備学習」「成績評価」「教科書」「参考書」「授業区分（15回・30回）」

〈法学研究科・新聞学研究科〉

Webシラバスシステムを平成22年度から導入し、以前冊子やCD-ROMで配付していたシラバスに替え、ホームページ上で公開し、容易に検索やダウンロードができるなど、学生に利用しやすいものとした。また、シラバスの記載項目は、次のとおりであり、担当教員は、記載漏れのないよう徹底管理が行われている。

「授業目的」「到達目標」「履修条件」「授業方法」「準備学習」「成績評価」「教科書」「参考書」「授業区分（15回・30回）」

【点検・評価項目】

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

【評価の視点】

- ① 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）
- ② 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性
- ③ 既修得単位認定の適切性

点検・評価結果

〈法学部〉

GPAによる成績評価の方法を採用してはいるが、厳格な成績評価についての更な

る検討が求められ、厳格なG P Aのガイドライン作成のための小委員会を設け、今まで相対評価と絶対評価、評価の割合やG P A値の活用などについて慎重な検討してきたが、具体的なガイドラインの作成には至っていない。シラバスには、全科目とも成績評価欄を設け、種別・割合・評価基準を必ず明示するようにしている。

単位制は、所定の授業科目を履修し科目ごとに定められている単位を修得し、卒業に必要な単位数を修得する制度である。単位は所定の時間数の授業をもって与えられ、例えば、講義科目については、15時間の授業をもって1単位とする。外国語・演習・体育実技科目については30時間の授業をもって1単位とする。以上の基準に則り年間の授業日数を定め、授業科目に対する課程を修了した者に、単位を与えている。単位認定は適切に行われている。

<法学研究科・新聞学研究科>

法学部と同様にG P Aによる成績評価の方法を採用し、単位認定は適切に行われている。

【点検・評価項目】

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

【評価の視点】

① 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

点検・評価結果

<法学部>

学務委員会において、G P A検討小委員会を設置して検討を行っているが、まだ具体的な改善の方策は決まっていない。

<法学研究科・新聞学研究科>

教育成果についての定期的な検証の組織が設置されていなく、今後設置を検討する。

2. 点検・評価

《効果が上がっている事項》

<法学部・法学研究科>

W e bシラバスの導入により、詳細なシラバス作成が義務付けられたことから、授業に対する教員の真摯な取組みが図られた。

<新聞学研究科>

平成22年4月開設の研究科であることから、設置認可書に記載したシラバスであり、履行状況報告も義務付けられており、シラバスに基づいた授業が行われた。

《改善すべき事項》

<法学部>

冊子体やCD-ROMのシラバスからWebシラバスに変更したことで、Webシラバスをあまり活用しないまま授業に出席するという学生が多く見受けられた。冊子のシラバスを教務課窓口や図書館などに多数設置し、履修登録前や初回授業前に必ずシラバスを確認するよう対応したが、Webシラバスを必ず活用するような方策を検討する。

GPAによる成績評価の方法を採用しているものの、GPAのガイドラインが作成されておらず、またGPA値が十分に活用されていないため、学務委員会において早急に検討を行う。

3. 将来に向けた発展方策

《改善すべき事項》

〈法学部〉

Webシラバスが有効に活用されるよう改善策を講ずる。例えば、学生が目的にあった授業を選択する場合、評価の高い授業を履修するのは当然であり、授業評価アンケートの結果をシラバスに反映させるなど、シラバスの作成に当たって、学務委員会とFD委員会が連携して改善を行う。

〈法学研究科・新聞学研究科〉

Webシラバスが有効に活用されるよう改善策を講ずる。例えば、学生が目的にあった授業を選択する場合、評価の高い授業を履修するのは当然であり、授業評価アンケートの結果をシラバスに反映させるなど、シラバスの作成にあたって、学務委員会とFD委員会が連携して改善を行う。

4. 根拠資料

4-3 Webシラバストップページ

IV-4 成果

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

【評価の視点】

- ① 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用
- ② 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

点検・評価結果

〈法学部〉

平成21年度に改定した現カリキュラムの学習成果の測定について、具体的な評価指標の開発や分析などはできていない。平成24年度が完成年度であり、今年の4年生の進路先がどのような結果となるかがその指標となる。コース制の見直しを図り、各学科各コースに加え、資格試験対策に特化した法職課程と行政職課程を設置したことなど、結果を検証している。例えば、旧カリキュラムの学生に対する調査であるが、GPA値での比較分析で、入試区分による在学成績との関係を調査した。来年度には、平成24年度卒業の分析結果も比較できるので、教育成果の結果を示すことができる。

〈法学研究科〉

大学院生による研究発表会を年2回開催し、修士論文に向けた研究内容の中間発表や修士論文の発表の場を設けることで、お互いが研鑽している。博士後期課程の大学院生の研究発表もあり、前期課程、後期課程、指導教授が相互にディベートする場となっている。また、年1～2回教育環境に関する意見交換会を開催し、大学院の教育環境の改善を図っている。

〈新聞学研究科〉

大学院生による研究発表会を年2～3回開催し、修士論文に向けた研究内容の中間発表や修士論文の発表の場を設けたことで、お互い研鑽し合うことができています。

【点検・評価項目】

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

【評価の視点】

- ① 学位授与基準、学位授与手続きの適切性
- ② 学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策（修・博士、専門職）

点検・評価結果

〈法学部〉

法学部を卒業するためには、修業年限4年以上在学し、卒業に必要な最低単位数に従い、所定単位（124単位）を修得しなければならない。そのような要件を満たした者に学士（法学）を授与する。卒業の判定では、客観性・厳格性が保たれた判定資料に

基づき、学務委員会の議を経たのち、教授会で決定される。

〈法学研究科〉

博士前期課程（修士課程）の修了については、所定の年限（修業年限2年、公共政策1年コースにあっては1年）在学し、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、さらに修士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。修士論文の審査は主査・副査の2名による審査となる。最終試験では、外国語及び口述試験による審査となり、いずれも複数の審査員の平均点が60点以上で合格となる。

博士後期課程の修了については、所定の年限（修業年限3年）在学し、専攻科目について30単位以上（修士課程を修了した者については、その修得単位を含む）を修得、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。課程修了による博士の学位授与に係る論文の審査及び最終試験を受けることができる者は、①法学研究科の博士後期課程に2年以上在学していること。②研究指導教員の推薦がある者。③予備試験に合格していること。予備試験は、外国語（2カ国語）及び口述試験となる。

以上のように客観性・厳格性が確保された学位の審査である。

〈新聞学研究科〉

修士課程の修了については、所定の年限2年在学し、30単位を修得した者で、修士論文を提出し、論文試験に合格したものに修士（新聞学）の学位を授与する。学位論文の審査体制は、指導教授を含む3名以上の審査員によって厳格に審査される。ただし、指導教授は判定に参加することはできない。審査委員には、他大学等外部の審査委員を依頼することができる。上記修士論文の本審査を受けられる者は、事前の予備審査に合格しなければならない。

V. 学生の受け入れ

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

【評価の視点】

- ① 求める学生像の明示
- ② 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示
- ③ 障がいのある学生の受け入れ方針

点検・評価結果

<法学部>

学生の受け入れ方針はホームページ及び学部パンフレットにて公表している。障がいのある学生の受け入れについては、ホームページの入学試験概要で周知している。

障がい者への対応については、受験だけでなく、就学についても事前に相談できる場を設け、入学後についても志願者が納得したうえで志願できるように対応している。

<法学研究科>

入学者の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を掲げ、求める人材像を明示している。

法学研究科は、法律学及び政治学の研究が日本の近代化と民主的社会の確立に貢献し、国民の幸福に寄与してきたことを念頭におきつつ、次のような学生を受け入れる。

①法律学・政治学の研究者を目指すもの。②法律学・政治学の知識を実社会で生かし、高度専門職業人として活躍することを目指すもの。③法律学・政治学に関する知識を修得し、より高度な専門性と教養を身に付けようとするもの。

<新聞学研究科>

新聞学研究科は、「ジャーナリズム及びメディアの公共的な重要性に鑑み、新聞学のより専門的な知識及び実践能力の涵養に努め、もって民主主義及び民主的社会の発展に資する」という理念に基づき、「新聞（ジャーナリズム）学に関する優れた研究・開発能力を持つ研究者、教員及び高度な専門的知識・実践能力を持つ高度専門職業人を養成すること」を目的としている。

上記の目的に従い、本研究科は、社会科学や人文科学の基礎的素養に基づいて新聞（ジャーナリズム）学を専門とする研究者を目指す学生、並びにジャーナリスト及びメディアに関わる専門職業人を目指す学生・社会人、さらに我が国のアジアにおける学術戦略上の利点に鑑み、アジアを中心に広く海外からの留学生を受け入れる。

【点検・評価項目】

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

【評価の視点】

- ① 学生募集方法，入学者選抜方法の適切性
- ② 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

点検・評価結果

〈法学部〉

アドミッションポリシーに基づき，①一般入学試験（A方式・N方式・C方式），②推薦入学試験（一般高等学校推薦入学試験〔指定校制・公募制〕・付属高等学校等推薦入学試験〔A方式・B方式〕，保健体育審議会推薦入学試験，③特別選抜試験（外国人留学生入学試験・帰国生入学試験・校友生入学試験・第二部社会人入学試験）を行っている。

入学者選抜方法については，入試委員会で協議され，教授会で慎重に審議され決定している。試験問題作成についても，一般入学試験は，学力による選抜のため入試問題出題編集委員会を設け，出題編集方針を明確にし，質の確保に努めている。また，推薦入学試験及び特別選抜試験に関しても同様に，本学部のアドミッションポリシーに見合った志願者の確保を目指した問題作成に努めている。

入学者選抜においての透明性については，入試委員会において協議され，執行部会議，教授会で慎重に審議され決定している。

〈法学研究科〉

法学研究科博士前期課程の入学定員は75名である。入学試験の種類は，学内推薦入試，一般入試，社会人特別入試，外国人留学生入試の4種類である。9月から11月に第1期入試，1月，2月にかけて第2期入試を実施している。試験は，筆記試験（外国語，論文）及び口述試験を行っている。学生募集では，出願期間に合わせて，入試説明会を年間で10回程度開催し，運営委員の先生方が対応している。試験では，出題や採点においては複数の担当者が厳正な採点を行っている。最近の志願者数，合格者数，入学者数においては，入学定員を下回っており，定員の確保が難しくなっている。ホームページ，入試説明会，Web広告などを活用して志願者の増加を図っている。

〈新聞学研究科〉

新聞学研究科修士課程の入学定員は10名である。入学試験の種類は，学内推薦入試，一般入試，社会人特別入試，外国人留学生入試の4種類である。7月に第1期学内推薦入試，10月と2月に推薦，一般，社会人，留学生入試が実施される。試験は，筆記試験（外国語，論文）及び口述試験を行っている。学生募集では，出願期間に合わせて，入試説明会を年間で10回程度開催し，専任教員全員の先生方が対応している。アジアからの留学生の志願者が多く，詳細な説明をしている。入学試験では，出題や採点においては複数の担当者が厳正な採点を行っている。ホームページ，入試説明会，Web広告などを活用して志願者の増加を図っている。

【点検・評価項目】

- (3) 適切な定員を設定し，学生を受け入れるとともに，在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

【評価の視点】

- ① 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

② 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

点検・評価結果

<法学部>

入学者の管理が重要であり，定員の超過，未充足を起こさないように一般入学試験においては，判定原案作成委員会で原案を協議し，さらに入試委員会においても協議を行い，執行部会議，教授会で審議し，最終決定をしている。

<法学研究科>

過去3年間の博士前期課程公法学専攻，私法学専攻の収容定員に対する在籍学生数比率は，50～70%と定員割れをしている。政治学専攻は，90～100%と収容定員近い状態で推移している。博士後期課程公法学専攻，私法学専攻，政治学専攻の収容定員に対する在籍学生数比率は，各専攻とも20%代であり，充足率が大きく下回っている。特に，博士後期課程の入学定員の見直しについては，分科委員会でも検討を重ね，新聞学研究科博士後期課程の設置に伴い，法学研究科から新聞学研究科への入学定員振替を平成25年度に行うことを決定している。博士前期課程は，平成16年度以来，法務研究科の設置の影響を受け，公法学・私法学の志願者が減少していることから，入学定員の見直しの意見が出ているが，さらに検証していくところである。

<新聞学研究科>

平成22年度の開設以来，入学定員，収容定員が若干超過している。平成22年度1.0倍，平成23年度は1.3倍となっている。アジアからの留学生が多く出願してきており，一方，日本人の志願者が増加していないことから，日本人学生の志願者を増やす方策が課題であり，検討している。

【点検・評価項目】

(4) 学生募集および入学者選抜は，学生の受け入れ方針に基づき，公正かつ適切に実施されているかについて，定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

指定なし

点検・評価結果

<法学部>

入学試験ごとの学生募集及び入学者受け入れ方針に基づき，入学後の追跡調査を行っている。また，入学試験形態別の内容を検証しつつ，試験方法についても入試委員会において随時検討している。

<法学研究科>

学生受け入れ方針に従い，運営委員会，分科委員会において定期的に検証をしている。ホームページを有効活用するほか，入試説明会の回数を増やすなど広報活動を拡充している。

〈新聞学研究科〉

学生受け入れ方針に従い、入試広報委員会、運営委員会、分科委員会において定期的に検証をしている。ホームページを有効活用するほか、入試説明会の回数を増やすなど広報活動を拡充している。

2. 点検・評価

〈効果が上がっている事項〉

〈法学部〉

入学後の追跡調査の結果、入学試験方法ごとの検証を行うことができた。

〈新聞学研究科〉

アジアからの留学生が多く志願してきている。

〈改善すべき事項〉

〈法学部〉

入学試験方法ごとの追跡調査を試験方法だけでなく、高等学校別、学生個人といったより詳細な調査を行う。

〈法学研究科〉

公法学・私法学専攻の学生獲得をどうするか、広報活動の検証を行う。

〈新聞学研究科〉

日本人学生の獲得をどうするか、広報活動の検証を行う。

3. 将来に向けた発展方策

〈効果が上がっている事項〉

〈法学部〉

追跡調査については、今後も追跡調査を行い、入学者選抜の検証を継続的に行う。

〈改善すべき事項〉

〈法学部〉

平成24年4月に新入生の基礎学力調査を行い、推薦入学試験及び特別選抜試験での入学者の学力を検証することができ、さらなるデータを積み重ね検証する。

4. 根拠資料

5-1 法学部ホームページ（1-1 資料）

5-2 学部案内

5-3 入学試験（学部）

VI. 学生支援

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

【評価の視点】

- ① 学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

点検・評価結果

〈法学部〉

学部で配付する学部要覧や学生手帳、キャンパスガイド、就職ハンドブック、図書館利用案内等を利用しながら学生支援を行っている。

【全体】学生に対する生活支援については、アルバイトを希望する学生のために、学業の妨げにならない範囲のアルバイトを紹介している。また、アパート・マンションの入居を希望する学生については、業務委託会社と提携し、紹介している。

〈法学研究科・新聞学研究科〉

指導教授の指導が一番重要であるが、事務としては大学院要覧を中心に教務課、学生課、就職指導課の各窓口などで対応している。

【点検・評価項目】

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

【評価の視点】

- ① 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性
- ② 補習・補充教育に関する支援体制とその実施
- ③ 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性
- ④ 奨学金等の経済的支援措置の適切性

点検・評価結果

〈法学部〉

修学支援について、学期始めのガイダンスや履修相談、オフィスアワーなどで対応している。今年度から留年者に対して特別な対応をした。卒業延期者向け履修相談という形で、父母にも案内を出し、父母でも相談できるように対応した。今後は、単位不足者対象の履修指導や補習・補充教育等の検討を行い、落後者を出不さないよう、留年者を減少させられるよう指導していく。

障がいのある学生に対する修学支援措置については、入学決定時より入学センター・教務課等関係部署との情報の共有を行い、ハード面も含めて対応している。

経済的支援を行う奨学金としては、学外組織による貸与型の「日本学生支援機構奨学金」があるが、これとは別に、法学部独自の奨学金を運用している。

- ・生活困窮者の経済的な支援を目的とした奨学金（給付：返還不要）
 - ①法学部第2種奨学金（授業料相当額を上限とする）
 - ②法学部校友会奨学金（半期授業料相当額を上限とする）
- ・国家試験，研究者等志望の優秀な学生を奨励する奨学金（給付：返還不要）
 - ①法学部永田奨学金（12万円／年）
 - ②法学部山岡奨学金（12万円／年）
 - ③法学部第1種奨学金（30万円／年）

また，先の東日本大震災の被災者（含福島第一原子力発電所事故）に対しては，日本大学本部よりの決定に従い，その被災規模によって，授業料免除等の特別措置を行った。

<法学研究科>

学生と教員による修学環境に関する懇談会などを年1回以上開催し，修学支援に対する体制を整えている。

経済的支援を行う奨学金としては，学外組織による貸与型の「日本学生支援機構奨学金」があるが，これとは別に，法学部独自の奨学金を運用している。

このうち「法学部第1種奨学金」については，平成23年度より大学院研究科より3名推薦し，奨学生選考委員会で決定している。

- ・生活困窮者の経済的な支援を目的とした奨学金（給付：返還不要）
 - ①法学部第2種奨学金（授業料相当額を上限とする）
 - ②法学部校友会奨学金（半期授業料相当額を上限とする）
- ・国家試験，研究者等志望の優秀な学生を奨励する奨学金（給付：返還不要）
 - ①法学部永田奨学金（12万円／年）
 - ②法学部第1種奨学金（30万円／年）

<新聞学研究科>

学生と教員による修学環境に関する懇談会などを年1回以上開催し，修学支援に対する体制を整えている。

経済的支援を行う奨学金としては，学外組織による貸与型の「日本学生支援機構奨学金」があるが，これとは別に，法学部独自の奨学金を運用している。

このうち，「法学部第1種奨学金」については，平成23年度より大学院研究科より1名推薦し，奨学生選考委員会で決定している。

- ・生活困窮者の経済的な支援を目的とした奨学金（給付：返還不要）
 - ①法学部第2種奨学金（授業料相当額を上限とする）
 - ②法学部校友会奨学金（半期授業料相当額を上限とする）
- ・国家試験，研究者等志望の優秀な学生を奨励する奨学金（給付：返還不要）
 - ①法学部永田奨学金（12万円／年）
 - ②法学部第1種奨学金（30万円／年）

【点検・評価項目】

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

【評価の視点】

- ① 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

② ハラスメント防止のための措置

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

- ①心身の健康保持・増進については、学校保健安全法、結核予防法の定めに従い、年に1回、4月に定期健康診断を実施している。また体育の授業内においても心身の健康保持・増進について指導を行っている。
保健室には看護師を2名（時差勤務）配置し、第二部の夜間授業時間帯にも対処している。また、看護師については、大宮校舎の体育施設にも、1名配置している。また、週2日午後に内科医が勤務し、健康相談に対応している。希望者には、日本大学医学部付属病院、歯学部歯科病院等への紹介状を発行している。さらに、学生からのメンタルヘルスやハラスメントの相談については、学生相談室を、月曜日から金曜日までの毎日開室し、大学本部から臨床心理士の資格を持つ専門カウンセラーが来室し、学生の相談に当たっている。その他にもインテーカー資格を持つ学生生活委員会委員の教員が相談室や各研究室において初歩の相談に当たっている。
- ②ハラスメント防止については、本部作成のリーフレットと法学部人権委員会作成の学生用リーフレットを配布している。また、本部が教職員に対してハラスメントに関する巡回講演会を実施している。

【点検・評価項目】

（4）学生の進路支援は適切に行われているか。

【評価の視点】

- ① 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
- ② キャリア支援に関する組織体制の整備
- ③ 関連国家試験対策及び合格率

点検・評価結果

<法学部>

- ①5月の総合ガイダンスを始めとして、就職に関連するマナー、筆記試験・面接対策、業界研究、企業セミナー等を実施している。また、就職（進路）指導委員および就職指導課員により進路に関するあらゆる相談に応じている。
- ②1年次よりキャリアプランガイダンス、キャリア教育講座の実施、2年次より強み発見テスト、キャリア支援講座、進路適性検査等を実施、また就職（進路）指導委員会においてキャリア教育小委員会を設置し、キャリア支援を実施している。
- ③公務員試験関係について、各種官公庁や警察関係の採用担当者を招聘して、試験対策等の指導およびエクステンションセンターと連携のもと各種支援を遂行している。
- ④学生一人一人のキャリアアップ・スキルアップをサポートするために法律分野、会計分野、語学分野、公務員及び就職対策に関する課外講座を実施しており、平成22年4月にエクステンションセンターを立ち上げ、それまで複数の部署で行っていた課外講座の窓口を一本化させ、学生の資格取得支援を積極的に行っている。

<法学研究科>

法学部として一括して実施しており、法学研究科独自のものとしては実施していな

い。

〈新聞学研究科〉

法学部として一括して実施しており、新聞学研究科独自のものとしては実施していない。

2. 点検・評価

〈効果が上がっている事項〉

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

学生の早期からの進路についての関心が高まっていること、各種就職行事への参加数が増えていることからして、その意識づけにおいて一定の効果があったと考えられる。

3. 将来に向けた発展方策

〈効果が上がっている事項〉

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

自発的進路検討の動機づけ環境作り。

就職難の叫ばれる近年だが、大量の情報があふれ、受身のまま自分に必要な情報を手に入れ損なっている学生が少なくない状況もみられる。このような環境下、特に重要なのは自分に必要、有益な情報を識別できるようになる自発的進路検討の取り組みとなり、法学部ではこの点に力点をおいた諸ガイダンスの展開に努め、近年も一定水準の就職率に到達している。

また、公務員試験・資格試験合格を目指す学生たちに対しては、エクステンションセンターとの協力体制強化を進め、徐々に合格者増に結びついている。

〈改善すべき事項〉

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科〉

就職指導課単独の活動にとどまらず、教務、学生生活を含む学生データベースの活用を基に科目履修、課外活動等の情報を踏まえた総合的進路指導、支援の実行を目指したい。

その上で、各種ガイダンスは常に学生の要望に応える視点を持つとともに、環境変化に対応した内容として、実施日・時間なども学生にとってより参加し易い設定となるよう、学部全体の理解の下で検討を進めていこうと考えている。採用側の求める人材像は多様化が進む中、それに対応した支援体制づくりに努めたい。

4. 根拠資料

6-1 平成21～23年度就職状況

6-2 平成21～23年度国家試験等合格者数

- 6-3 日本大学法学部奨学金給付規程（大学規程集参照）
- 6-4 日本大学法学部校友会奨学金給付規程（大学規程集参照）
- 6-5 日本大学法学部永田奨学金給付規程（大学規程集参照）
- 6-6 日本大学法学部山岡奨学金給付規程（大学規程集参照）
- 6-7 日本大学法学部奨学金給付規程（大学規程集参照）
- 6-8 巡回無料法律等相談パンフレット
- 6-9 エクステンションセンターパンフレット

Ⅶ. 教育研究等環境

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

【評価の視点】

- ① 学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化
- ② 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画
- ③ 正規カリキュラム以外での教育環境の整備

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

「キャンパス整備委員会」を設けて法学部（各大学院を含む）施設におけるキャンパス整備計画を検討・策定し周知を図っている。また具体的な実施にあたっては学部事務局執行部にて構成される「営繕・管財会議」にて対応している。

情報環境については、93室ある教室のうち79室（85％）にAV卓及びプロジェクターを設置しており、各種情報機器のデータを表示することが可能である。また、13室（14％）の教室にパソコンを設置しており、パソコンを利用した授業を行う事が可能である。

また、学生が利用できるパソコンは図書検索等のパソコンも含め998台（5月1日現在）あり、学部第一部学生数7,088名に対しては14％の設置率である。

教職員に対しては、全教職員にパソコンを貸与し、サポートについても業務委託契約による情報センターを設置し万全の体制を構築している。無線LANの環境も整備されており、無線LAN内蔵のノートパソコンであれば、接続申請を行うことで、利用することが可能である。今後は、スマートフォン等に対しても無線LANにより接続できる環境を整備する予定である。

なお、情報環境については、情報システム管理委員会の議を経た上で整備を実施している。

正規カリキュラム以外の教育環境としては、エクステンションセンターを設置し、各種課外講座を開講し、学生の資格取得支援を行っている。

【点検・評価項目】

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

【評価の視点】

- ① 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成
- ② 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

点検・評価結果

〈法学部〉

キャンパス・アメニティとは、キャンパス内で活動する学生や教職員にとって快適

で安全な施設を整備し、提供することである。校地・校舎面積については、千代田区に三崎町キャンパス、さいたま市に大宮キャンパス、神奈川県に箱根仙石原寮、長野県に蓼科高原セミナーハウスを保有しており、大学設置基準を上回っている。校舎については、諸法令に準拠する形での維持、管理、安全・衛生面の確保に努めている。

主たる教育施設である本館については、平成21年度から平成24年度までの期間、耐震補強設計及び工事を実施することにより、耐震面での安全性の確保を図る。さらに平成23年度から平成24年度までの期間、本館改修工事を実施し、長年の利用に伴い生じた諸法令（建築基準法、消防法等）との不整合部分についての解消を図る。

また老朽化した6号館を取り壊し、学生の課外・サークル活動に資するための新6号館新築工事を平成23年度から開始しており、平成25年7月に竣工予定である。

<法学研究科>

大学院教育の重要性を鑑み、研究活動機能の効率化の観点から、それまで複数の号館に分散して配置されていた大学院研究室を2号館に集約した。

<新聞学研究科>

大学院教育の重要性を鑑み、研究活動機能の効率化の観点から、それまで複数の号館に分散して配置されていた大学院研究室を2号館に集約した。

【点検・評価項目】

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

【評価の視点】

- ① 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性
- ② 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境
- ③ 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

① 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

本学部図書館の蔵書数は、503,531冊である。また、学術雑誌は2,939種類である。オンラインデータベースは12種類を保有しており、本学総合学術情報センター等が提供している電子情報とともに、本学部ホームページの図書館ページにリンクして利用できるようにしている。

収集資料の選定は、教員・学生からの図書購入推薦書及び各学科担当教員の選定委員が選書したリストを図書委員会又は図書選定小委員会に諮り決定する体制を採り、学部の学科構成に基づいた選書を行っている。

開架書架には図書を配架しており、利用者が直接手に取って利用できるようにしている。閉架書庫には学術雑誌、判例集、法令集など、より専門性の高い資料を配架しており、出納式を採用している。学術雑誌の中でも法学関係の基本的な雑誌については、開架書架にコーナーを設け、利用者が直接手に取って利用できるようにしている。

また、貴重書庫が設置されており、著名な法学者や政治学者、経済学者の名著や旧蔵書、特定主題のコレクション等を所蔵し、そのうち貴重書についてはデジタル

化に着手している。

② 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

本学部図書館は、敷地面積1,954.75㎡、建築面積1,271.54㎡、延床面積10,153.80㎡、地上7階、地下2階建ての国内最大級の法学関係の専門図書館である。解放性ある施設、ゆとりある空間を確保して、良質な教育・学習環境を提供している。

司書資格を有する職員は、業務委託により主に閲覧業務担当者として配置されており、カウンターにおける各種受付、各種レファレンス及び図書館の利用指導などに従事している。ただし、専任職員9名のうち司書有資格者は1名しか配置されておらず、さらなる図書館サービスの維持向上を図るためには、専門能力を有する専任職員の配置が切に望まれる。

開館時間は、平日9時から22時、土曜日9時から21時、夏期休暇取扱期間中の平日10時から21時（平成23年度は節電対策により10時から19時）、土曜日及び本学の夏期一斉休暇期間は10時から18時である。平成23年度の開館日数は280日、年間延べ入館者数は480,488名（1日平均1,716名）で、1学部図書館としては非常に多数の利用者が入館している。

閲覧室には、利用者が快適に勉強できるよう、機能的な閲覧机や椅子を設置している。閲覧室の座席数は945席である。個人での研究・学習スペースが確保できる、パソコン、プリンタを配備した個人閲覧ブースも設置している。

情報検索設備としては、本学部の学生がパソコン等を利用して各種の情報資源を自由に活用できるメディア教育センターが設置されている。

③ 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

学内の他学部図書館だけではなく、他大学図書館との相互協力を図る前提として、本学部図書館も国立情報学研究所（NII）のNACSIS-CAT（目録所在情報サービス）に参加して、書誌・所蔵データを登録している。NACSIS-ILLシステム及びILL文献複写等料金相殺サービスにも参加して、大学図書館間の相互協力に貢献している。また、本学部図書館が発行する紹介状と学生証、教職員証を持参することにより、他大学図書館でも閲覧等のサービスを受けることができるようになっている。

本学部図書館は、専修大学図書館神田分館と利用者サービスの向上や図書資料の充実を目指し、相互協力の覚書を取り交わしている。これにより、本学部の専任教職員と大学院3研究科生は専修大学図書館神田分館の利用が可能になっており、同様に専修大学からの利用者を受け入れている。

地域への貢献としては、千代田区立図書館と相互協力に関する覚書を取り交わしている。千代田区在住で、千代田区立図書館に登録し、本学部図書館の資料で調査・研究をするテーマを持っている満20歳以上の利用者は、本学部図書館が利用できるように地域住民に対するサービスを行っている。なお、年1回開催されている千代田区立図書館と区内大学図書館の連絡会に参加し、各館との情報交換を行っている。

【点検・評価項目】

（４）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【評価の視点】

- ① 教育課程の特徴，学生数，教育方法等に応じた施設・設備の整備
- ② ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備
- ③ 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

点検・評価結果

〈法学部〉

学部教育の充実及び大学院博士後期課程の学生の教育研究能力の発展のためティーチング・アシスタント（TA）を採用し，教育研究の等を支援する環境を整備している。

【全体】法学部研究費には，「学術研究」及び「出版助成・刊行助成」の種目があり，「学術研究」には，「個人研究」・「共同研究」・「奨励研究」の3種目の研究費給付対象を設けて，助手以上の専任教員が個人で行う研究及び3人以上が共同で行う研究を支援すると共に，その研究成果公表の予算的支援を行っている。

また，平成23年度より，外部資金獲得時の間接経費相当分の金額を給付する「加算研究費」を導入し，研究成果に応じたインセンティブを提供している。

教員の勤務に関する内規により，週当たり担当基準時間数を10時間（5講義）としている。

助教以上の全専任教員に個人研究室を整備している。助手については共同研究室を整備している。

また，研究室の面積であるが，1人当たりの研究室については，平均で18.54㎡（最低15.36㎡）となっている。ただし，本館以外の研究室については，20㎡以上となっている。

〈法学研究科〉

TAに博士後期課程在籍生を採用し，教育研究能力の伸長を支援している。また，大学院生が所属する学会において，全国大会レベルの学会発表する場合，旅費交通費等の支援をしている。

〈新聞学研究科〉

平成24年度から始まった支援であるが，大学院生が所属する学会において，全国大会レベルの学会発表する場合，旅費交通費等の支援をしている。

【点検・評価項目】

（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

【評価の視点】

- ① 研究倫理に関する学内規程の整備状況
- ② 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

①研究倫理に関する学内規程の整備状況

「研究費等運営・管理ガイドライン等の諸事項に関する対応について」（平成19年

4月16日日本大学研究員会決定)及び「研究活動の不正行為対策及び研究費の不正使用対策に関するガイドライン等の制定について」(平成19年3月8日付け本部通知)に添付された各種ガイドライン等に加え、「日本大学法学部研究費規程」に基づき「日本大学法学部における研究費の取扱いに関する内規」を制定している。

②研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

研究委員会の部会として本部のガイドラインに沿った構成員から成るコンプライアンス専門部会を設置し、研究倫理に関する事項が発生した場合に対応する体制を整備している。

また、研究費の使用について検討を要する事例が発生した場合には、事例により、研究委員長の判断及び研究委員会の協議をもって可否を決定し、適正な運営が行われている。

2. 点検・評価

《効果が上がっている事項》

〈法学部〉

平成23年度より導入した「加算研究費」によるインセンティブの提供により、科研費申請件数の増加傾向が見受けられ、加えて研究分担者の数も増加している。

〈法学研究科・新聞学研究科〉

大学院生の研究室等を2号館に集約したことにより、研究活動の効率化を図ることができた。

《改善すべき事項》

〈法学部〉

今後予定されている校舎整備については他課(教務課、学生課等)との十分なる連携を基とした計画立案・事業実施を行う必要がある。さらに実施にあたっては段階ごとの学内周知と理解を求める活動をより丁寧に行う必要がある。

数年に亘り研究成果を発表していない研究者或いは研究費の年度末における未使用額が継続して残存している研究者が見受けられることについて、研究費の取扱いを見直す必要がある。

〈法学研究科・新聞学研究科〉

研究活動の実施に必要な施設整備の計画性に脆弱な点があるので、予算編成等を見据えた施策の検討・実施を行う必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

《効果が上がっている事項》

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

建築年が古い6号館を建て替えしており、今後、3号館(昭和38年竣工)、5号館

(昭和41年竣工) を建て替えることにより、耐震面及び機能面の向上を図る。
外部資金獲得のための情報提供及び研究者支援業務の拡充を図る。

《改善すべき事項》

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

研究費の申請額の下限について周知を検討する。

学内無線LANをノートパソコン以外にもスマートフォン等の接続を可能にすることにより、学生の教育研究環境のさらなる改善を図る予定である。

4. 根拠資料

- 7-1 図書館利用案内
- 7-2 日本大学研究倫理ガイドライン
- 7-3 日本大学研究費等運営・管理ガイドライン
- 7-4 日本大学研究費等運営・管理要項
- 7-5 日本大学における研究活動の不正行為対策のガイドライン
- 7-6 日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規
- 7-7 日本大学における研究費等の取扱いに関する内規
- 7-8 日本大学法学部研究費給付規程
- 7-9 日本大学法学部における研究費の取扱いに関する内規

Ⅷ. 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

【評価の視点】

- ① 産・学・官等との連携の方針の明示
- ② 地域社会・国際社会への協力方針の明示

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

①産・学・官等との連携の方針の明示

各研究所の規程に「目的」の条項を設け、これを日本大学法学部ホームページに掲載して広く連携の方針を明示している。

②地域社会・国際社会への協力方針の明示

各研究所の規程に「目的」の条項を設け、これを日本大学法学部ホームページに掲載して広く連携の方針を明示している。

【点検・評価項目】

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【評価の視点】

- ① 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動
- ② 学外組織との連携協力による教育研究の推進
- ③ 地域交流・国際交流事業への積極的参加

点検・評価結果

〈法学部〉

年2回開催される「全国大学政策フォーラム」に公共政策学科のゼミナールが毎回参加し、優秀な成績を修めている。また、学生政策提案フォーラムin埼玉においても優秀な結果を修めた。これらは、学生が企画する政策が地域に還元するなどの評価を得ているものである。

①教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

平成21年9月末から10月にかけて各研究所は、「法学部創設120周年記念シンポジウム」を開催し、その研究成果を広く公表して社会に還元した。

また、「日本大学法学部創設120周年記念論文集」を刊行した。

無料法律相談会[定期(年8回)・巡回(年1回)]及び行政相談会(学部祭期間中3回)を開催し、教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動を行っている。

また、東日本大震災被災者支援を主たる目的として、弁護士・税理士・司法書士による幅広い相談窓口として、郡山市において特別巡回無料法律等相談会を開催し教育研究成果を基に社会の要請に応じたサービス活動に努めている。

新司法試験への移行に伴いシンポジウム「司法試験予備試験と法学教育」（平成22年7月10日（土））を開催し、新制度導入に伴う法学教育について広く社会に成果を還元した。

新聞学研究所シンポジウム・国際知的財産研究所講演会等を開催し、研究成果を広く社会に公表して還元している。

また、平成23年度から研究所紀要のうち「日本法学」「政経研究」「法学紀要」「日本大学知財ジャーナル」について日本大学法学部ホームページ及び国立情報学研究所運営サイトC i N i i A r t i c L e s上で電子公開し、瞬時に広く国際規模での情報提供を行うことでサービス活動の幅と質を高めている。

② 学外組織との連携協力による教育研究の推進

法学部及び附置研究所の活動として、下記のとおり学外組織との連携協力による教育研究を行っている。

- ・日本学術振興会受託事業として「アジア学術セミナー」を開催し、日本及び韓国の若手研究者を対象に最新の学術研究動向に関する短期集中型の研修の機会を提供し、もってアジア諸国の研究水準の向上及び研究者の養成に資することを目的として、韓国の高麗大学 校政経大学との共催によるセミナーを実施した。
- ・平成23年度公益財団法人新聞通信調査会公募委託調査研究において採択され、研究期間は平成24年7月末日まで継続している。
- ・比較法研究所EU法研究会によるEU慶應ジャン・モネ研究センター共催、日本EU学会後援のワークショップを開催した。
- ・その他日本大学学部連携研究推進シンポジウム（新エネルギー財団と日本大学法学部法学研究所が後援）、政経研究所による政経塾、新聞学研究所によるメディアオノベーション講座の実施等

③ 地域交流・国際交流事業への積極的参加

地域交流としては、前掲の無料法律相談会・行政相談等を行い、国際交流事業としては以下の活動を行っている。

日独交流150周年を記念して「日独交流150周年記念講演会」を開催し、駐日ドイツ連邦共和国大使による講演を行った。

日本大学海外学術交流基金による海外客員教授招へい事業に毎年度採択を受け、学術提携校より客員教授を招へいして特別講義を実施すると共に、法学部基金による外国人研究者招へい事業を行い、外国人研究者を招へいして特別講義を実施し学部生・大学院生・教員に国際的な視野による教育研究の機会を提供する国際交流事業を行った。

さいたま市及び近隣に所在する12大学により、平成23年10月26日に「大学コンソーシアムさいたま」が設立され、法学部もコンソーシアムに参加し、大学相互の連携及び交流と活力ある地域社会の形成及び発展に寄与することとなった。併せて、同日付けで「さいたま市と大学コンソーシアムさいたまとの連携に関する包括協定」が締結され、市とコンソーシアムが幅広い分野において、密接な協力と連携により、大学の連携組織という特色を活かしつつ、市及びコンソーシアム並びに地域社会の発展に寄与する取組が開始された。

2. 点検・評価

《効果が上がっている事項》

〈法学部（附置研究所）〉

様々な学外組織との連携協力による教育研究の機会を得ることにより、多様に変化する現代社会の要請に、より合致した教育研究の成果を挙げることができる。

4. 根拠資料

- 8-1 平成 21 年度事業報告
- 8-2 平成 22 年度事業報告
- 8-3 平成 23 年度事業報告

Ⅸ. 管理運営・財務

Ⅸ－１ 管理運営

１. 現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

【評価の視点】

- ① 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知
- ② 意思決定プロセスの明確化
- ③ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ④ 教授会の権限と責任の明確化

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

大学の理念・目的を実現すべく、毎年作成する事業計画において、短期、中期及び長期の計画を策定し、教授会に諮った上で、本部（法人）に提出し、大学としての事業計画として集約されており、大学のホームページ上にも掲載し、学内外に対し周知している。

また、学部の教育・研究に関する事項を統括し、諸規程に定められた事項を管掌している学部長は、学部長の諮問機関である委員会等の答申を基にしながら、教育及び研究に関する重要な事項について審議機関である教授会と連携し、学部運営を行っている。

【点検・評価項目】

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

【評価の視点】

- ① 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用
- ② 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化
- ③ 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

本学においては、法令、寄附行為及び学則に基づき定めている「規則」、本学の組織、管理・運営及び教学の基幹となる事項を定めている「規程」、規則及び規程の細目を定めている「細則」、規則及び規程の運用に関して定める「内規」等が整備されており、これらの諸規程に基づいて管理運営が行われている。

また、学部長は学部の教育・研究に関する事項を統括し、諸規程に定められた事項を管掌する旨日本大学教育職組織規程に明記されており、諸規程において権限及び責任が明確に定められている。

学部長の選考方法については、日本大学学部長選挙規程に明記されており、同規程に基づき適切に選考されている。

【点検・評価項目】

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

【評価の視点】

- ① 事務組織の構成と人員配置の適切性
- ② 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策
- ③ 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

法学部の事務組織については、日本大学事務職組織規程、事務分掌については、日本大学学部事務分掌規程に基づき定められている。また、人員配置については、職員個々の経験年数等も考慮した上で、業務が円滑に遂行するような配置を行っている。また、学生募集及び入学事務に関する事務を分掌する入学センター、また、研究事務課内にエクステンションセンターを設け、資格取得に直結した様々な分野の課外講座を開設するなど事務機能を改善し、業務の多様化に対応している。さらにネットワーク共有ファイルを整備し、業務の共有化を図っている。

なお、職員の採用及び昇格については、職員の採用及び資格等に関する規程に基づき適切に運用されている。

【点検・評価項目】

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

【評価の視点】

- ① スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

本大学では、階層別研修及び業務別研修を実施しており、階層別研修としては、階層ごとに期待される役割を自覚するとともに役割遂行に必要な能力を習得することを目的に初任研修（事前・フォローアップ）、3年次研修、5年次研修、主任研修、課長補佐研修及び課長研修を行っている。また、業務別研修としては、本部の所管課が中心となり、業務上必要なスキル・知識の習得を目的とする全学部を横断した業務別研修を行っており、事務職員の資質の向上が図られている。

学部においては、学外の研修等に積極的に職員の派遣させることにより意欲・資質の向上を図っている。また、毎年2名の職員を2週間、海外派遣を行っており、職員自ら計画を作成させ意欲・資質の向上を図っている。

2. 点検・評価

〈効果が上がっている事項〉

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

学外の研修に職員を派遣していることにより、本人以外の職員の意欲向上につながっている。

〈改善すべき事項〉

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

業務が多様化し、事務処理が複雑になったことで、今まで以上にスタッフの資質の向上が必要であり、配置転換等により大学職員としてのスキルを身につけさせる必要があるが、職員数減等の理由により、計画的に配置転換することが難しい状況にある。

3. 将来に向けた発展方策

〈改善すべき事項〉

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

大学職員として必要な知識及びスキルを身につけさせるためにプログラムを開発する必要がある。

Ⅸ－２ 財務

１．現状の説明

【点検・評価項目】

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

【評価の視点】

- ① 中・長期的な財政計画の立案
- ② 科学研究費補助金，受託研究費等の外部資金の受け入れ状況
- ③ 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

〈中・長期的な財政計画の立案〉

教育部門に関する将来計画としては，本学の教育理念を踏まえつつ，同僚他大学や他学部にも引けを取らない独自性を醸成し続けることにより，大学全入時代と言われる現状を勝ち抜いていく方向付けを決定するためにも更なる検証が必要である。

その実現のためにも確固たる基本方針を確立した上で，教育・研究の将来構想と学部財政の現状を全教職員が共通の理解のもと推進していく必要がある。

また，日本私立学校振興・共済事業団からの私立大学等経常費補助金の取扱いに関する通知に基づき，入学定員超過率の引下げ（平成24年度予算で1.20倍，平成25年度以降は1.15倍）が収入予算を圧迫する大きな要因となっている。

このように資金調達環境が厳しさを増す一方で，キャンパス整備と学生の学力レベルを下げることなく定員を確保すると共に質の高い教育・研究を実現することで，学生への還元を図ることが財政の安定性を確保することに直結する。

そのためには，限られた財源の中で効率的な予算配分と学部の将来像を見据えた事業計画を立案しつつ，財政基盤の強化が必要不可欠である。

現在，キャンパス整備事業として，三崎町本館耐震補強工事（平成20～24年度），3号館隣接地及び本館隣接地土地・建物の購入（平成22年度），5号館隣接地土地・建物の購入（平成23年度），6号館新築工事（平成22～25年度）を実施，推進中であり，更に引き続き5号館新築工事，3号館新築工事を計画中である。

〈科学研究費補助金，受託研究費等の外部資金の受け入れ状況〉

大学の質的評価向上に資する学外からの競争的資金獲得に向けて，従前より教員に対して積極的に申請するよう所管部署より奨励してきた。

科学研究費補助金に関しては，平成23年度より，研究代表者もしくは研究分担者として補助金を獲得した教員に対して，学部予算を財源として個人研究費に受入金額に応じた額を加算研究費として上乘せし，更なる競争意識の向上を図っている。

これにより，積極的な外部資金獲得を教員へ働きかける効果が認められ，申請件数の増加に良好な影響を与えている。

文部科学省科学研究費補助金については，研究代表者としての受入実績として，平成21年度3件（7,670千円），平成22年度3件（2,990千円），平成23年度7件（8,580千円），平成24年度8件（6,760千円），また，研究分担者分として，平成21年度7件

(2,730千円)、平成22年度9件(2,069千円)、平成23年度10件(2,844千円)となっている。

なお、申請件数については、平成21年度7件、平成22年度11件、平成23年度11件、平成24年度14件と着実に伸びが認められる。

また、厚生労働省科学研究費補助金は、平成21年度1件(700千円)、平成22年度1件(500千円)、平成23年度1件(1,205千円)、平成24年度2件(3,100千円)を受け入れている。

なお、申請件数については、平成21年度1件、平成22年度1件、平成23年度1件、平成24年度2件となっている。

更に、受託研究費の受入実績は、平成22年度2件(10,302千円)、平成23年度1件(1,535千円)となっている。

〈消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性〉

法人本部の予算編成基本方針に「消費支出比率(消費支出/帰属収入)は、95%を超えないことを目標とする」とあるが、平成21年度95.37%、平成22年度95.23%、平成23年度97.98%と、本学としての目標達成が困難な財政状況にある。しかしながら、全国平均レベル(平成21年度106.8%、平成22年度105.9%)と比して10%程度の低さで推移してきている。

また、人件費比率(人件費の帰属収入に対する割合)並びに人件費依存率(人件費の学生生徒等納付金に対する割合)に関しては、共に過去3年間平均で全国平均と比して約10~20%程度の低さで推移しており、良好な数値と言える。

一方、貸借対照表関係比率であるが、自己資金構成比率(基本金と消費収支差額を合計した自己資金に対する総資産に占める割合)に関しては、過去3年間平均で全国平均と比して11%程度上回っており、良好な数値である。

また、固定比率(固定資産の自己資金に対する割合)に関しては、一般的に100%以下が望ましいとされるが、99%台を推移しており、全国平均より下回っている。

以上のことから、本学部の各財務比率は、同僚他大学と比して平均レベルであり、概ね良好な傾向で推移してきた。

しかしながら、中・長期計画では三崎町キャンパス整備事業が継続して推進中であることや学生生徒等納付金収入が暫減傾向にあることから、現状の数値を維持することが困難な状況になりつつある。

【点検・評価項目】

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

【評価の視点】

- ① 予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査
- ② 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

【全体】〈予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査〉

予算編成にあたり、法人本部の予算編成基本方針及び予算編成留意事項に基づき、学部独自の教育・研究に関する施策と管理運営に関する施策を明示した予算編成基本方針を作成している。

ゼロベース予算の考え方について周知徹底を図り、新規・継続を問わず全ての事業について費用対効果による分析・再評価を行い、実行可能かつ適正な予算計上を各部署へ求めている。部署から提出された部署別予算書を会計課にて精査し、予算折衝時に学部執行部が中心となり、新規事業は必要性和期待される効果と共に優先順位を検証し、継続事業については執行実績と申請額を比較検証し、コストバランスを考慮して予算配分している。緊急性や重要度が低いと判断された事業については、協議の上、事業規模の縮小もしくは中止としている。

また、予算計上済の案件であっても、執行に際しては各部署において申請額に固執することなく、支払金額の精査を行うと共に必要に応じて別途決裁をもって承認を得ることで学内のコンセンサスを図り執行している。

決算の内部監査に関しては、私立学校法及び学校法人日本大学寄付行為に基づく法人の監事による監査（年1回）、並びに法人が委嘱した公認会計士による会計監査（年3回程度）を内部監査として実施している。

前回監査において指摘を受けた事項や検討指示があった項目については、直ちに事務処理に反映し、適切な会計処理に努めている。また、公認会計士による監査時に日常業務の会計処理に関する相談を適宜行い、処理の統一性を図っている。

〈予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立〉

予算執行の費用対効果を各部署で分析し、既存業務の合理化に対する意識高揚を促すために次年度予算編成の参考資料として、目的別決算書を配布している。

実行可能で適正な金額を予算計上することはもちろんのこと、予算執行に際しては計画に基づくものでなければならないことの重要性を各部署へ再認識させ、コスト削減に向け徐々に効果を上げている。

具体的には、予算と決算の差異事由を明確化させ、原因分析するために「決算における予算との差異事由・改善計画書」を各部署から提出を求め、その分析に基づき予算編成へと帰結させる一連のフローを繰り返すことにより、全教職員へ意識付けがなされつつある。

2. 点検・評価

〈効果が上がっている事項〉

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

会計監査において、関係法令や判例に基づく具体的事例等、専門的知識を有し実務経験を積んだ公認会計士から日常業務の処理に関して問題提起をされることにより、従前から行ってきた会計処理に関しても常に問題意識が萌芽し、業務全般に対する視野が広がり、より適切な業務処理ができるようになった。

〈改善すべき事項〉

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

本館耐震補強工事等の教育研究環境に係る整備・充実を主眼とした三崎町キャンパス整備事業に対し、重点的に資金供給を優先させてきた。

中でも本館耐震補強工事に関しては、国土交通省からのモデル事業に選抜され、国庫補助金を獲得するなど、学部独自の取り組みにより外部資金を調達した。

しかしながら、老朽化する建物に関して、将来の取替更新に備えるべき第2号基本

金への組入及び諸引当資産への組入（積立）に対する資金確保が困難な財政状況になりつつある。

4. 根拠資料

9-1 財務比率の推移

X. 内部質保証

1. 現状の説明

【点検・評価項目】

- (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

【評価の視点】

- ① 自己点検・評価の実施と結果の公表
- ② 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

法学部では、大学の規程に基づき、3年ごとに自己点検・評価を実施しており、自己点検・評価を実施しない年度は、改善結果を本部に報告しており、自己点検・評価については、全学自己点検・評価報告書として日本大学ホームページに掲載することで、社会に対する説明責任を果たしている。

【点検・評価項目】

- (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

【評価の視点】

- ① 内部質保証の方針と手続きの明確化
- ② 内部質保証を掌る組織の整備
- ③ 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立
- ④ 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

点検・評価結果

<法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科>

本学においては、日本大学自己点検・評価規程において、3年ごとに自己点検・評価を実施するだけでなく、実施しない年度についても改善結果報告を課す仕組みとなっている。また、毎年の事業計画においても、自己点検・評価における指摘事項を含めて計画を作成することとなっている。さらに、事業報告書では、事業計画の進捗状況について評価する仕組みとなっている。

【点検・評価項目】

- (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

【評価の視点】

- ① 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実
- ② 教育研究活動のデータ・ベース化の推進
- ③ 学外者の意見の反映

④ 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

点検・評価結果

〈法学部・法学研究科・新聞学研究科・知的財産研究科〉

本学の場合，3年ごとに自己点検・評価を実施し，その際に改善が必要な事項を明らかにしている。そして，自己点検・評価を実施しない年には，改善事項についての改善結果の報告を求めており，組織レベルの自己点検・評価活動の実質化を図っている。

また，個人レベルの自己点検・評価活動については，研究活動以外にも教育活動及び社会活動の状況を随時，全学的なデータベースシステム「日本大学研究者情報システム」に入力することとなっており，これによりRead & Researchmapへも自動的に更新が行われるシステムとなっている。

その他に内部質保証システムを適切に機能させる仕組みとしては，毎年法人監事によって教育，研究及び管理運営に関する監査が行われており，併せて自己点検・評価の改善事項の進捗状況の確認，文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項への対応について確認が行われている。

4. 根拠資料

10-1 日本大学自己点検・評価規程

法学部・法学研究科・新聞学研究科の改善意見

学部等名	法学部
大項目（基準）	I 理念・目的
改善事項	日本大学の教育理念・目的である「自主創造」を広く周知するとともに、学部教育との関係を明確に示す必要がある。
改善の方向及び具体的方策	<p>（改善の方向）</p> <p>企画広報委員会を中心に、学務委員会、FD委員会、就職（進路）指導委員会等、関係する委員会で連携して検討していく。</p> <p>（具体的方策）</p> <p>周知方法としては、現在学部のホームページに大学の理念・目的が掲載されていないため、早急に明示する。</p> <p>また、大学の理念・目的を明確に示す方法としては、自校教育、導入教育、キャリア教育において組み込むことが考えられるが、カリキュラム改正に関連するため、関係部署において検討する。</p>
改善達成時期	平成 24 年度中
改善担当部署等	企画広報委員会、学務委員会、FD委員会、就職（進路）指導委員会

学部等名	法学部
大項目（基準）	II 教育研究組織
改善事項	法学部の教育組織において、現行のクラスアドバイザー制度を強化することにより、初年次の早い段階から個々の学生を把握すべきである。
改善の方向及び具体的方策	<p>（改善の方向）</p> <p>カリキュラム改正に当たって導入を検討している初年次教育科目に併せて現行のクラスアドバイザー制度を強化した制度を導入することにより、学部として個々の学生を把握し、本学部が目指す人材を育成する。</p> <p>（具体的方策）</p> <p>新たな制度の導入に当たっては、現行のクラスアドバイザー制度の問題点等も踏まえ、役割について十分に検討した上で制度設計を行う。</p>
改善達成時期	平成 26 年度
改善担当部署等	学務委員会、教務課

学部等名	法学部
大項目（基準）	Ⅲ 教員・教員組織
改善事項	学科別の教員組織の編成方針が明確ではないことから、改善が求められる。また、教員の平均年齢も高いため、若手教員の採用を増やし、バランスの取れた教員組織とすべきである。
改善の方向及び具体的方策	（改善の方向） 中長期的な視点により、教員組織の編成を行う。 （具体的方策） 学科ごとの教育研究上の目的を具現化するためのカリキュラムに即応した教員組織を構築するため、学科等会議において、教員編成方針を定め、中長期的な教員採用計画の立案に基づいた採用を行う。
改善達成時期	平成 24 年度中
改善担当部署等	人事委員会

学部等名	法学部
大項目（基準）	Ⅲ 教員・教員組織
改善事項	学生による授業評価アンケートを担当教員にフィードバックするだけでなく、その結果に対する所見とともに、教職員及び学生に適切な方法で公表することにより、教員の資質向上を図るべきである。
改善の方向及び具体的方策	（改善の方向） 学生による授業評価アンケートを有効に活用することにより、授業改善を図るとともに教員の資質向上を図る。 （具体的方策） 公表方法だけでなく、学生による授業評価アンケートの活用方法について、十分に検討した上で、平成 25 年度から実施する。
改善達成時期	平成 25 年度
改善担当部署等	F D 委員会，教務課

学部等名	法学部
大項目（基準）	IV 教育内容・方法・成果
改善事項	セメスター制度の導入に向けた具体的な検討を行うべきである。
改善の方向及び 具体的方策	<p>（改善の方向）</p> <p>カリキュラムも含め、本学部が目指す人材を育成するために最も効果的な学びの環境とはどのようなものなのか確認した上で、導入について検討する。</p> <p>（具体的方策）</p> <p>セメスター制度を導入するためには、カリキュラム改正が必要なため、学生にとって最も効果的なカリキュラムとはどのようなものなのか、またセメスター制度のメリット及びデメリットについても十分に確認した上で、導入の可否も含めた具体的な検討を行う。</p>
改善達成時期	平成 26 年 4 月
改善担当部署等	学務委員会，教務課

学部等名	法学部，法学研究科，新聞学研究科，知的財産研究科
大項目（基準）	VI 学生支援
改善事項	事務局全体で利用できる学生データベースを構築すべきである。
改善の方向及び 具体的方策	<p>（改善の方向）</p> <p>学生の情報について、各課それぞれがデータベースを作成しているが、全体でデータベースを構築し、より有用なデータを抽出できるシステムをつくるべきである。</p> <p>教育研究上の目的を達成するためには、学生の追跡調査を基にした各種データが必要不可欠である。</p> <p>（具体的方策）</p> <p>早急にワーキンググループを立ち上げ、データベースを構築する。</p>
改善達成時期	平成 26 年 4 月
改善担当部署等	教務課，入学センター，会計課，研究事務課，就職指導課

評定一覧表

基準名		法学部	法学研究科	新聞学研究科
1	理念・目的	—	—	—
2	教育研究組織	—	—	—
3	教員・教員組織	A	A	A
4-(1)	教育内容・方法・成果 (教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針)	A	A	A
4-(2)	教育内容・方法・成果 (教育課程・教育内容)	A	A	A
4-(3)	教育内容・方法・成果 (教育方法)	A	A	A
4-(4)	教育内容・方法・成果 (成果)	A	A	A
5	学生の受け入れ	A	B	A
6	学生支援	—	—	—
7	教育研究等環境	—	—	—
8	社会連携・社会貢献	—	—	—
9-(1)	管理運営・財務 (管理運営)	—	—	—
9-(2)	管理運営・財務 (財務)	—	—	—
10	内部質保証	—	—	—

[注]

評定は、以下の基準を目安に付している。

S — 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標の達成度が極めて高い。

A — 概ね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標もほぼ達成されている。

B — 方針に基づいた活動や目的・教育目標の達成がやや不十分である。

C — 方針に基づいた活動や理念・目的・教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

※「—」は未評定。